

平成26年三条市議会第6回定例会請願文書表

受理番号	第 6 号	受理年月日	平成26年12月3日
件 名	J Aグループの自己改革の実現に向けた請願		
紹介議員	阿部銀次郎君 河原井拓也君 横山一雄君 武藤元美君 笹川信子君 長橋一弘君		

請 願 文

【請 願 理 由】

政府は、本年6月改訂の農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、農業の成長産業化に向けて農協改革の推進を決定しましたが、J Aグループは自主、自立の協同組合であることを鮮明にし、組合員の意思に基づき自己改革に取り組みます。

J Aグループは、農業者の職能組合と地域組合の性格をあわせ持つ食と農を基軸として地域に根差した協同組合として、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指して総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むことを今後ともJ Aグループが目指す基本方向と決めました。

このような中で、J Aグループが決めた基本方向と大きな乖離がある政府による農協改革が強行されるとすれば、農業の生産現場や地域に大きな混乱をもたらし、かえって改革の目的に逆行する事態を招きかねません。

政府における農協改革の検討は、農協が農業振興や地域活性化における役割を十分に果たし、新農政の実践を地域において着実に進める観点から、J Aグループの自己改革を尊重し、その取り組みを後押しするものとなることが強く期待されます。

つきましては、関係行政庁に意見書を提出してくださるよう請願いたします。

【請 願 事 項】

- 1 地域の振興や農業の多面的機能の発揮についても農業協同組合法の目的に位置づけ、事業目的の見直しは協同組合の基本的性格を維持すること。
- 2 准組合員は、農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など地方創生のためにも准組合員の利用制限は行わないこと。
- 3 J A・連合会の協同組合としての事業や組織を制約する事業方式やガバナンス制度、法人形態の転換等は強制しないこと。
- 4 自立した農協の自由な意思に基づき生まれ変わる新たな中央会は、代表、総合調整、経営相談や監査の機能を十全に発揮できるよう、農業協同組合法上に位置づけること。

付託委員会

経済建設常任委員会